

【教育分野】規制改革事項について

1. 国家戦略特区

<特例措置>

| 規制改革事項 | 概要 | 実現時期等 | 初活用自治体 |
|--------|---|----------------------|--------|
| 公設民営学校 | 公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置) グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。 | 2015年 7月 特区法成立 | 愛知県 |
| 獣医学部 | 獣医学部の新設 「国家戦略特区における追加の規制改革事項について(平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定)」に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的な需要に対応するための獣医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。 | 2017年 1月 告示 | 今治市 |

2. 構造改革特区関係

| 特定事業(特定事業番号) | 概要 |
|---|---|
| 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業(811) | 大学の設置等に当たって、校地面積基準(収容定員上の学生一人あたり10㎡)の引き下げを可能とする。 |
| 学校設置会社による学校設置事業(816) | 株式会社が学校を設置することを可能とする。 |
| 学校設置非営利法人による学校設置事業(817) | 不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。 |
| 公私協力学校設置事業(822) | 地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。 |
| 市町村教育委員会による特別免許状授与事業(830) | 市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。 |
| インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(832) | インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。 (一部全国展開:大学(学部)については、平成26年4月から全国展開) |
| 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業(834(835)) | 教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に:平成21年5月) |